

子ども・子育て支援新制度及び公立保育施設の整備  
に関する意見書

本年4月から本格実施された子ども・子育て支援新制度に関して、先の国会で成立した2015年度予算では、消費税率引き上げに伴い実施するとされていた保育の量的拡充と質の改善が確保された。

さらに、これを受けた国会質疑では、3歳児の職員配置の改善に関する予算措置、消費税・地方消費税の引き上げ分による公立施設の臨時・非常勤職員の処遇改善、公立施設の耐震改修や建て替えへの交付税措置などが確認された。

よって、政府においては、保育士の処遇改善及び人材確保、子どもの保育環境と保育人材の確保のため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 3歳児の保育士の配置を20：1から15：1に改善するための予算を措置し、公民含めた改善を促進すること。
- 2 民間保育士の給与については、新制度により予算が確保されている3%加算と国家公務員給与改善に基づく2%を合わせた5%加算が確実に実施されるよう、民間保育所への指導・確認を行うこと。
- 3 公立保育所の臨時・非常勤等の保育士給与にも、同様の措置を検討すること。
- 4 老朽化した公立保育施設は、起債等により建て替え等の措置を講ずること。
- 5 保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を促進するため、免許取得のための職務上の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月17日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、  
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

（提出者）民主党・市民連合所属議員全員